

薬剤による医療過誤防止と薬剤師-3 ～薬剤師の本質に関わる基本的責務～

○宮本 法子<sup>1</sup>, 秋本 義雄<sup>2</sup>, 鈴木 政雄<sup>3</sup>, 鈴木 順子<sup>4</sup>, 喜来 望<sup>4</sup>, 山本 大介<sup>4</sup>  
(<sup>1</sup>東京薬大薬, <sup>2</sup>東邦大薬, <sup>3</sup>帝京平成大薬, <sup>4</sup>北里大薬)

【はじめに】薬物療法の安全性の確保や業務の合理化を支援するために、さまざまな医療情報システムを導入する病院等が増えている。今回、薬剤師がオーダーリングシステムを過信した余り、薬剤師としての責務を怠ったとして、本質的な責任を問われた事件について検討する。

【事件の概要】被告のJ医師が入院中の男性に対して、通常の5倍量のベンパックスを処方指示し死亡させた。この調剤を行ったG薬剤師、薬剤監査を行ったH薬剤師、I薬剤師に対し、それぞれに過失があるとして、損害賠償等の支払いを求めた。(平成23年2月10日東京地裁判決 平20(ワ)5781号 損害賠償請求事件)

【裁判所の判断】薬剤師法24条は、「医薬品の専門家である薬剤師に、医師の処方意図を把握し、疑義がある場合に、医師に照会する義務を負わせたものである」とし、さらに「調剤監査が行われるのは、単に医師の処方通りに、薬剤が調剤されているかを確認することだけにあるのではなく、」「処方せんの内容についても確認し、疑義がある場合には、処方医等に照会する注意義務を含むものというべきである。」と判示した。

【得られた教訓】医療のIT化が推進される中、医療情報システムを安易に過信してはならないことを戒めるものであり、薬剤師の責務さらには存在意義が厳しく問われる判決であった。薬剤師による調剤は、医師の処方せんに納得した上で行うものであり、納得できなければ調剤を拒否できる権限を有するものであることから、薬剤師は調剤に対して絶対的責任を負うものであることを意味する。薬剤師が行わなければならない疑義照会や監査は、機械や他の者が決して替わることができない薬剤師の独占業務であることを、改めて強く認識する必要がある。